

## 大阪府「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(案)」 に対するパブリックコメント

「国の基本方針」では、『性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。』との表現になっています。

この表現は、トランスジェンダーの女性とシスジェンダーの女性とを分けて位置づけ、トランスジェンダーの女性を後まわしにするような印象を与えます。個別の事情に応じて他の支援対象者に配慮しながら支援するのは、性別や性自認と関係ない他の事情でも同じなので、あえて書く必要はありません。

大阪府の基本計画は、国の表現を踏襲する形となっていますが、国よりも高い人権意識を持って、『他の支援対象者にも配慮しつつ、』の部分を削除してください。

『困難な問題を抱える女性には、自身の国籍や出自、疾病や障がい、過去の経験に起因する、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多くなっています。』

この一文において、『自身の国籍や』の後に、『在留資格』を加えてください。

女性支援法の精神(人権尊重、男女平等)を鑑みれば、相談内容の捉え方(分類)を検討する上で、「大阪府女性相談センターの相談内容別内訳の推移」の表における「不純異性交遊」という表現が適切とは思えません。見直してください。

『女性相談支援員の役割』に記載されている内容は具体的で分かりやすいのですが、『めざす女性支援事業の概要』の図では、『相談・情報提供等を行う』とのみ記載され、「支援」や「コーディネート」という表現が欠けています。女性相談支援員の役割を矮小化して認識させてしまう可能性があるため、積極的な表現への変更を望みます。

『大阪府における施策・支援の内容』は、9つの項目で構成されています。

- (1) 支援対象者の早期把握（アウトリーチ等）
- (2) 気軽に立ち寄ることができる居場所の提供
- (3) 適切な相談支援
- (4) 一時保護の充実
- (5) 被害回復支援
- (6) 日常生活の回復支援
- (7) 同伴児童等への支援
- (8) 支援対象者に寄り添った自立支援
- (9) アフターケア

加害者への介入や、家族関係の調整についても、項目を立てることを望みます。女性相談支援員の安全も担保されつつ、必要な関係調整が可能となる支援体制をめざしてください。加害者との絶縁を前提とする支援には限界があります。

特に親子間の場合は、夫婦間の離婚以上に法的、あるいは社会慣例によるしがらみや、個人の心理的なしがらみがあり、簡単に絶縁できません。適切な第三者による調整が、再被害の防止も含めて支援対象者の利益につながります。弁護士への依頼は費用面の問題や、依頼するほどではない場合もあるので、福祉職の介入が標準化されることをめざしてください。

また、現状の基本計画は、支援対象者が避難することを前提とした支援のあり方となっています。積極的に支援対象者(被害者)が避難しなくても良いような支援のあり方を検討してください。加害者プログラムの導入・普及に関する施策を打ち出すことも望みます。

女性支援法において、性暴力被害は重要なテーマです。性暴力救援センターは、一時保護による安全確保が必要な支援対象者や、アウトリーチ的なケースワークが必要な支援対象者と多く接触する機関です。民間団体のみに頼らず、HIVの拠点病院を模範例として、府下に少なくとも1箇所はワンストップセンターとして設置し、ケースワークや一時保護の措置までがセットとなった機能を持たせ、公立化してください。

就職・転職支援だけでなく、警察や職場と調整・協力しながら、加害者が知っている勤め先であっても、支援対象者が安全に就労を継続できる施策を検討してほしい。